

埼玉県人事委員会訓令第一号

訓 令

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄4中「第四条の二第七項」を「第四条の六第七項」に改める。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄10中「第二十一条の十第三号」を「第二十一条の十第二号」に改め、同欄中35を36とし、15から34までを16から35までとし、同欄14中「第二十一条の十四第三項」を「第二十一条の十四第二項」に改め、同欄中14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 任用規則第二十条第一項第三号の規定に基づき、採用に係る選考の実施を委任する職の承認をすること。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。